住所　横浜市港北区綱島東５丁目４番43―306号
　金恵美　昭和61年３月26日生
住所　横浜市港北区下田町４丁目１番12―706号
　金明子　昭和43年10月23日生
住所　横浜市中区翁町２丁目８番地15
　陳伸喜　昭和59年９月13日生
住所　岡山市北区新屋敷町１丁目７番25号
　趙泰宏　昭和40年２月24日生
住所　横浜市緑区三保町2710番地185
　申明子　昭和39年７月３日生
　趙卓是　平成６年５月15日生
　趙紳智　平成９年２月８日生
住所　横浜市南区別所４丁目８番10号
　陳弘元　昭和14年３月３日生
住所　さいたま市南区大谷場１丁目２番２号
　張未知　昭和48年７月15日生
住所　埼玉県川口市東川口５丁目26番12―604号
　金秀吉　昭和34年５月１日生
　崔洋子　昭和36年２月６日生
　金奈穂　昭和62年11月25日生
　金勇貴　平成５年９月１日生
　金勇利　平成10年１月12日生
住所　埼玉県川口市芝塚原２丁目９番20号
　文恵美　昭和45年５月16日生
住所　山口県宇部市大字沖ノ旦618番地４
　李桂一　昭和55年２月28日生
住所　福岡市中央区小笹１丁目22番10号
　金雅子　昭和46年５月30日生
　朴慶亮　平成14年１月５日生
　朴理笑子　平成15年11月６日生
　朴深笑子　平成18年９月19日生
住所　福岡県筑紫野市大字永岡599番地２
　金貴久　昭和48年６月22日生
住所　大阪市旭区今市２丁目２番13号
　崔明子　昭和52年３月７日生
住所　大阪市生野区巽南３丁目８番２―903号
　金好美　昭和47年11月22日生
住所　大阪市旭区高殿５丁目１番９―305号
　林景子　昭和28年12月21日生
住所　大阪市生野区生野西４丁目７番20号
　金智恵子　昭和35年10月４日生
住所　大阪市東成区中道４丁目15番11号
　金良姫　昭和44年８月12日生
住所　大阪市東淀川区小松３丁目３番24―103号
　李成利恵　昭和58年８月11日生
住所　大阪府松原市大堀２丁目７番１号
　崔隆之　昭和53年11月15日生

○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第二項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として野迫川村を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月二日　　文化庁長官　青柳　正規

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造阿弥陀如来立像　一躯	昭和二年文部省告示第百十七号	高福寺	奈良県吉野郡野迫川村大字今井二三

○農林水産省告示第四百九十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第三項の規定に基づき、平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百二号（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件）を次のように変更したので、同法第五条の二第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年四月二日　　農林水産大臣　林　芳正

第１の２の(1)中ア及びイを次のように改める。

ア　大豆用高速畝立は種機
　高速では種精度の高い大豆の畝立は種作業
イ　高性能・高耐久コンバイン
　コンバインの性能及び耐久性の向上による収穫作業の効率化

第１の２の(1)に次のように加える。

キ　樹園地用小型幹周草刈機
　果樹の幹周辺等の草刈作業の労働負担の軽減

第１の２の(2)中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第１の２の(3)を次のように改める。

(3)　農作業の安全性向上に資する機械
　高機動けん畔草刈機
　遠隔操作も可能な作業機によるけん畔や法面の安全な草刈作業

○経済産業省告示第七十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関である株式会社丸誠が確認調査を行う事業所について平成二十六年四月一日から次のように変更した旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月二日　　経済産業大臣　茂木　敏充

確認調査の業務を行う事業所の所在地の変更

変更前	株式会社丸誠	東京都新宿区四谷一丁目１番地
変更後	株式会社丸誠	東京都渋谷区笹塚二丁目１番６号笹塚センタービル

○国土交通省告示第四百七十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＰＶ	141993	第三十五八興丸	26. 2.27
７ＪＱＩ	142055	第八十八吉丸	26. 2.14
７ＪＱＸ	142114	第八大功丸	26. 2.18
７ＪＲＤ	142127	ＣＯＲＯＮＺＡ　ＳＰＬＥＮＤＯＲ	26. 2.28
７ＪＲＫ	142149	原町丸	26. 2.28
ＪＤ3575	142018	やえづき	26. 2.19
ＪＤ3589	142034	第二十二すみせ丸	26. 2.17
ＪＤ3601	142051	第七十六七佳丸	26. 2.24
ＪＤ3617	142071	高速船㵢島	26. 2.17
ＪＤ3632	142094	苓陽	26. 2.25
ＪＤ3635	142097	はやぶさ	26. 2.25
ＪＤ3645	142113	第百八十八鳳生丸	26. 2.27
ＪＤ3646	142116	第111勝運丸	26. 2.20
ＪＤ3647	142117	有明きぼう	26. 2.19
ＪＤ3648	142119	フェリーさくらⅡ	26. 2.28
ＪＤ3649	142120	しんえい	26. 2.26
ＪＤ3654	142129	若鶴丸	26. 2. 4
ＪＤ3658	142124	清明	26. 2.18
ＪＤ3661	142137	卓洋丸	26. 2.19
ＪＤ3664	142143	みやじま	26. 2.12
ＪＤ3665	142145	第二住吉丸	26. 2.14
ＪＤ3670	142153	日福丸	26. 2.28

○国土交通省告示第四百七十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＪＰＩ	141953	れぶん	26. 1.20
７ＪＱＢ	142014	第七十八豊進丸	26. 1.24
７ＪＱＥ	142038	ＴＡＩＪＵ	26. 1.14
７ＪＱＭ	142080	昇鶴	26. 1.14
ＪＤ3599	142050	龍田丸	26. 1.28
ＪＤ3602	142052	第五十七石田丸	26. 1.17
ＪＤ3605	142056	なごづき	26. 1.24
ＪＤ3606	142057	いそなみ	26. 1.24
ＪＤ3622	142077	絆洋丸	26. 1.28
ＪＤ3633	142095	みかさ	26. 1.24
ＪＤ3641	142107	和平丸	26. 1.24
ＪＤ3642	142108	きょうりき	26. 1.17
ＪＤ3644	142112	あつみ丸	26. 1.30